

- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。
    - 一 訓練・作業室
      - イ 訓練又は作業に必要ない広さを有すること。
      - ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
    - 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
    - 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
    - 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。
  - 3 第一項に規定する訓練・作業室は、就労継続支援事業A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。
  - 4 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
  - 5 第一項に規定する設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- (職員配置の基準)
- 第七十五条 就労継続支援A型事業者が就労継続支援A型事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
- 一 管理者
    - 二 職業指導員及び生活支援員
      - イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。
      - ロ 職業指導員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、一以上とする。
      - ハ 生活支援員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、一以上とする。
    - 三 サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
      - イ 利用者の数が六十以下 一以上
      - ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上
- 二 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第一項(第一号に掲げる者を除く。)に規定する就労継続支援A型事業所の職員は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
  - 4 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
  - 5 第一項第二号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。
  - 6 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- (従たる事業所を設置する場合における特例)
- 第七十六条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。
- 2 従たる事業所は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

- 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員管理責任者及びサービス管理責任者を除く。のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。
- (実施主体)
- 第七十七条 就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。
- 2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条に規定する子会社以外の者でなければならない。
- (雇用契約の締結等)
- 第七十八条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者(多機能型により就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。)は、規則第六条の第十一号に規定する者に対して雇用契約を締結せず、就労継続支援A型を提供することができる。
- (就労)
- 第七十九条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。
- 2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上を図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- (賃金及び工賃)
- 第八十条 就労継続支援A型事業者は、第七十八条第一項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。
- 2 就労継続支援A型事業者は、第七十八条第二項の規定による利用者(以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
  - 3 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
  - 4 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千元を下回ってはならない。
- (実習の実施)
- 第八十一条 就労継続支援A型事業者は、利用者が第八十五条において準用する第十七条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。
- 2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。
- (求職活動の支援等の実施)
- 第八十二条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。
- 2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。
- (職場への定着のための支援等の実施)
- 第八十三条 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。